定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十三日

石川県羽咋市粟生町ミ七番地一

テクノウイン株式会社

代表取締役　北山　修三

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十三日

大阪府松原市三宅西五丁目七七八番地三

株式会社昌和発條製作所

代表取締役　佐川　浩

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年十二月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年十一月十三日

大阪市北区太融寺町三番二九号

代表取締役　旭商事株式会社

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるロン・ウィルバーン・ジュニアが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年十一月十三日

東京都千代田区五番町一二番地一番町会館

INFORMATION DEVELOPMENT AMERICA INC.

日本における代表者

ロン・ウィルバーン・ジュニア

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金祐弘が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十三日

東京都港区芝三―四―一三ＫＩＪビル四・五階

アシアナ航空株式会社

日本における代表者　金　祐弘

限定承認公告

本籍大阪府羽曳野市誉田六四五番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区鈴谷八丁目一一番九号与野ひばり館

被相続人　亡　宮田　修藏

右被相続人は令和八年七月十六日死亡し、その相続人は令和八年十月二十八日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

埼玉県蓮田市緑町二丁目一六番一五号

相続財産清算人　宮田　明子

限定承認公告

本籍神奈川県藤沢市小塚二九二番地一八、最後の住所神奈川県藤沢市長後二三八六番地

被相続人　亡　髙橋　勝次

右被相続人は令和八年八月二十二日死亡し、その相続人は令和八年十月二十九日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十三日

横浜市栄区笠間五丁目三八番一―一〇三号

相続財産清算人　稲葉久美子

配当公告

岐阜県関市千疋一〇八八番地の三

破産者　株式会社レミックマルハチ

右の者に対する岐阜地方裁判所令和六年（フ）第一二〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に参加することができる破産債権の総額

金四五二、〇六五、九八五円

一、配当をすることのできる金額

金七八、四五三、三三五円

令和八年十一月十三日

岐阜市美江寺町一丁目五番地　岐阜北青色会館四階　弁護士法人岐阜合同法律事務所

破産管財人　弁護士　安藤　友人

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二十三万千八百四十五円減少し六十七億八千百九十五万八千七百五十五円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000807/au94/

令和八年十一月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ティエムピー・ワン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千六百万円減少し十九億九千四百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000807/au94/

令和八年十一月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ティエムピー・ツー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千六百万円減少し八億六千八百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000808/9uj7/

令和八年十一月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ティエムピー・スリー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千五百万円減少し三億二千二百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000809/hf26/

令和八年十一月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ティエムピー・フォー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千百万円減少し四億八千七百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000810/xp35/

令和八年十一月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ティエムピー・ファイブ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千六百万円減少し二十一億千三百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000868/76sb/

令和八年十一月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ケーワン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千八百万円減少し十九億八千二百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000869/9dj8/

令和八年十一月十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ケーツー特定目的会社

取締役　松澤　和浩